

1. 管内自治体の任意事業等の実施状況

管内福祉事務所設置自治体数：19

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------|------------|------------|------------|
| 支援会議 | 7 (36.8%) | 9 (47.4%) | 10 (52.3%) |
| 就労準備 | 10 (52.3%) | 10 (52.3%) | 11 (57.9%) |
| 家計改善 | 10 (52.3%) | 13 (68.4%) | 13 (68.4%) |
| シェルター | 1 (5.3%) | 1 (5.3%) | 1 (5.3%) |
| 地域居住 | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 子ども | 7 (36.8%) | 7 (36.8%) | 7 (36.8%) |

2. 市町村支援の実施体制等

| | |
|----------|--|
| 重点支援期間 | ★令和2年度 |
| 市町村支援の概要 | ・鳥取県社会福祉協議会に業務委託し、コーディネーターを1名設置。市町村における生活困窮者自立支援事業の円滑な実施を図るため、人材育成、ネットワークの構築、社会資源の開拓、情報収集・提供等のバックアップ体制を構築。 |
| その他特記事項 | 都道府県研修では、相談支援員の多様な研修ニーズに対応するため、複数のテーマを設定し、日程を分けて実施することで、相談員の資質向上を図った。 |

3. 任意事業立ち上げ支援の事例

取組方針

- ・就労準備支援事業等の完全実施（全国の実施率：100%）を目指すという国の方針に従い、本県の自治体の事業実施に向けた支援を行う。

支援の内容

【県内自治体の主な未実施理由】

- ・相談件数が僅少で事業実施のメリットが小さい。
- ・現状では必須事業（生活困窮者自立相談支援事業）内の対応で就労準備に係る利用者ニーズは対応できている。

【未実施自治体への働きかけ】

- ・各市町村を訪問し、担当者との意見交換会を実施。
- ・鳥取県社会福祉協議会に業務委託している事業の中で意見交換会を行い、県内自治体の実施状況を共有。
- ・専門家を講師とした研修を開催し、事業の有効性を伝達。

取組を振り返って

- ・令和2年度と比べ、事業実施自治体数は増えているものの、未だ未実施の自治体が3~4割程度あるため、引き続き完全実施に向けた方策を検討。